

令和8年第7安芸太田町農業委員会総会 議事録 (第7号)

招 集 年 月 日	令和8年7月28日 (火)		
招 集 の 場 所	本庁 大集会室		
開閉会日時及び 宣 告	開会	令和8年7月28日 14時00分	議長 河本 穂津雄
	閉会	令和8年7月28日 14時40分	
応(不応)招委員及び 出席並びに欠席委員 出 席 10 名 欠 席 0 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す △㊟ 公務欠席を示す	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	河野 幸枝	△
	2	佐藤 潤	○
	3	沖 貴雄	○
	4	宮本 千春	○
	5	藤井 里枝	○
	6	斎藤 文彦	○
	7	武本 宮紀	○
	8	影井 伊久美	○
	9	笠井 清孝	○
	10	河本 穂津雄	○
議事録署名委員	8 番	影井 伊久美	
	9 番	笠井 清孝	

会議に付した事案

[illegible]

議長	総会を開会させていただきます。 本日の出席委員は9名です。 出席委員が過半数を超えていますので、総会は成立いたします。 これより令和8年第7回安芸太田町農業委員会総会を開会します。(14:00)
議長	議事録署名者の選任を行います。 この会議の議事録署名者を議長において指名しても異議ありませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって議事録署名者に8番委員9番委員を指名します。
議長	会議書記の指名を行います。 本日の会議書記に農業委員会事務局職員、内藤康介氏を指名します。
議長	それでは、今回提出された議案第42号から議案第46号について事務局長より提案説明をお願いします。
事務局長	(提案説明)
議長	それでは、議案第42号について事務局より詳細説明をお願いします。
事務局	はい、議案第42号の説明をします。議案書の1ページをご覧ください。 農地法第3条の規定による許可申請についてです。申請者、譲渡人の住所は ■■■■■、氏名が■■■■■さん。耕作面積は7,801.10㎡です。譲受人の住所は ■■■■■、氏名が■■■■■さん耕作面積は0㎡です。権利の内容は譲渡による所有権移転となります。 申請地は大字津浪、字中之原、地番が306番地1、306番地5、306番地6、307番地2、308番地、字中間706番地1、706番地2、706番地3、708番地1、708番地2、710番地1、710番地2、716番地1、716番地2、717番地1、723番地、725番地、749番地1で地目がそれぞれ田、畑で合計面積が7,241㎡です。 理由としましては、譲渡人は遠方に居住し管理困難なため譲り渡す、譲受人は耕作するため譲り受けとなっております。以上です。
議長	続いて4番委員より説明をお願いします。
4番委員	はい、議案第42号の説明をします。議案書1ページから2ページをご覧ください。図面は3ページから5ページです。7月16日に現地確認を行い、21日に申請者本人、■■■■■さんから聞き取り調査した結果に基づき、議案説明させていただきます。申請地は加計スマートインターから山手方面へ約1キロ進んだところになります。譲渡人は長年津浪に居住し、田や畑の草刈りなどを

	行い管理されておりましたが、この度長男の住む他県に移住することになり、管理できないことから、近所の譲受人へ譲渡されることとなりました。譲受人、は申請地が居住地の近辺に点在していることから管理上都合が良いため譲り受けるものです。譲受人は野菜作りが好きで、農業高校も卒業しており、今後、申請地には水稻、芋類、豆類などの野菜、または祇園坊などの柿を同居している義父のアドバイスを受けながら作付けする予定でございます。農機具についても、義父の保有しているトラクター、耕運機、田植機など農機具一式借用されます。 また、周辺の農地利用に影響はありません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しませんので許可相当と判断しました。審議のほどよろしくお願いします。
議長	それでは、議案第 42 号について、審議に入ります。 議案第 42 号について質疑はありませんか。 (質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 42 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 (挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第 42 号は申請のとおり承認決定いたしました。次に議案第 43 号に入ります。議案 43 号について事務局より提案説明をお願いします。
事務局	はい、議案第 43 号の説明をします。議案書の 6 ページ、図面は 8 ページをご覧ください。 農地法第 3 条の規定による許可申請についてです。申請者、譲渡人の住所は[REDACTED]、氏名が[REDACTED]さん。耕作面積は 2,676 m²です。譲受人の住所は[REDACTED]、氏名が[REDACTED]さん耕作面積は 0 m²です。権利の内容は売買による所有権移転となります。 申請地は大字中筒賀、字東宮利、地番が 114 番地、116 番地 3、123 番地 1、129 番地 1、131 番地 1、131 番地 3、131 番地 4、132 番地 3、地目がそれぞれ田、畑で合計面積が 2,178 m²です。 理由としましては、譲渡人は高齢で管理困難なため譲り渡す、譲受人は耕作するため宅地と共に譲り受けるとなっております。以上です。
議長	続いて 5 番委員より説明をお願いします。
5 番委員	はい、議案第 43 号の説明をします。議案書 6 ページ、図面は 8 ページをご覧ください。7 月 16 日に譲受人の[REDACTED]様に電話にて聞き取りし、7 月 17 日に現地確認調査した結果を報告いたします。場所は井仁棚田交流館西側約 300 メートル

	ルの井仁棚田内です。 譲渡人は遠方にお住まいで高齢により耕作が困難となり後継者もないことから、建物と合わせて農地を譲渡されます。譲受人は現在、安芸太田町津浪に居住されています。建物を取得後に住宅に付属する農地一帯を取得し耕作されます。奥様が農業高校を卒業され農業の従事経験もあり、米、ニンニク、生姜、唐辛子等を栽培される予定です。耕運機・歩行型田植え機は導入予定で、草刈り機は2台保有されています。現在も草刈りはされております。許可承認後、所有権の移転・転居の予定です。また、周辺の農地利用に影響はありません。農地法第3条第2項各号に該当しませんので許可相当と判断しました。審議のほどよろしくお願いします。
議長	それでは、議案第43号について、審議に入ります。 議案第43号について質疑はありませんか。 (質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第43号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 (挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第43号は申請のとおり承認決定いたしました。次に、議案第44号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。
事務局	はい、議案第44号の説明をします。議案書の9ページをご覧ください。 農地法第3条の規定による許可申請についてです。申請者、譲渡人の住所は[REDACTED]、氏名が[REDACTED]さん。 耕作面積は1,989㎡です。譲受人の住所は[REDACTED]、氏名が[REDACTED]さん、耕作面積は0㎡です。権利の内容は売買による所有権移転となります。 申請地は大字土居、字下土居、地番が637番地1、637番地4地目が田、畑で合計面積が839㎡です。 理由としましては、譲渡人は遠方に居住し管理困難なため譲り渡す、譲受人は耕作するため譲り受けとなっております。以上です。
議長	続いて9番委員より説明をお願いします。
9番委員	はい、議案第44号の説明をします。議案書9ページ、図面10、11ページをご覧ください。本事案は、売買による所有権移転事案です。7月13日、行政書士の[REDACTED]様に電話で聞き取り後、現地確認をしてまいりました。譲渡人は、遠方で農地の管理が困難なために、譲受人に売買されます。譲受人は草刈機、トラクター等の農機具を持たれています。この土地にマルチシートをされ、大きな鉢でブルーベリーを栽培する予定です。このように、周辺の農地利用に影響

	もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと判断しました。審議のほどよろしく願いいたします。
議長	それでは、議案第 44 号について審議に入ります。 議案第 44 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 44 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 (挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第 44 号は申請のとおり承認決定いたしました。 次に、議案第 45 号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。
事務局	はい、議案第 45 号の説明をします。議案書 12 ページ、資料 1 をご覧ください。 本件は、安芸太田町長より安芸太田農業振興地域整備計画の変更について意見を求められているものです。内容については、資料 1、2 ページからご覧ください。 社会情勢の変動、自然・社会・経済諸条件等から総合的に判断し、やむを得ないと認められるもの、及び農村生活の利便性の向上を図るため、農用地区域からの除外を行うものです。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2、及び同施行令第 3 条の規程により、関係機関の広島市農協、太田川森林組合及び安芸太田町農業委員会より意見を聞くものとなっています。 農振農用地からの除外についての要件は 2 点です。まず 1 点目に農振農用地である必要性がなく、他に代替地がないと認められること、2 点目に営農に支障を及ぼす恐れがないと認められること、という 2 つの要件が満たされるかについて審議をお願いします。 4 ページをご覧ください。今回の 4 月の申出期間では 1 件の申出書が提出されております。 位置番号 1 番の中筒賀山崎地区での駐車場用地への転用について、図面が 10 から 13 ページです。現況は休耕地で転用面積が 111 m²です。 以上で説明を終わらせていただきます。審議のほどよろしく願いします。
議長	それでは、議案第 45 号について、審議に入ります。 議案第 45 号について質疑はありませんか。 (質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 45 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。

	(挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第 45 号は申請のとおり承認決定いたしました。次に議案第 46 号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。
事務局	はい、議案第 46 号の提案説明をさせていただきます。 冒頭申し訳ございません。議案と共に送付をしておりました資料 2 について、本日お手元に配布しているものへ差し替えをお願い致します。資料 2、安芸太田町独自小規模出荷農業者認定申請書をご覧ください。今回は■■■■さんからの申請です。 申請モデルは I 型、収入目標は 50 万円、農地については記載のとおり 20 a を耕作しております。就農形態については、引き続き営農を同規模で継続となっており、概要や意欲については、花やネギ、梅、柿など複数品目について意欲を持たれております。2 ページ目をご覧ください。 生産計画ですが、現在生産しているねぎ、梅、花、さつまいも、メロン、サトイモの収穫量を拡大する計画となっています。 出荷先は産直市のみで、現状 37 万円ですが、3 年後には 50 万円の売上を目標にされております。 3 ページの所有する農機具ですが、管理機、草刈機、トラクターを所有されています。設備ではありませんが、資材も高騰しており、独自小規模の認定を受け、資材補助を肥料等に充てたいと考えておられます。以上です。 審議の方よろしくをお願いします。
議長	それでは、議案第 46 号について、審議に入ります。 議案第 46 号について質疑はありませんか。 ここで一旦休憩とします。
	(休憩)
議長	休憩を廃し、会議を再開します。 事務局より結果報告をお願いします。
事務局	結果は合計得点 680 点、平均点 75.6 点でした。
議長	それでは議案第 46 号は申請のとおり採択いたしました。 次に報告事項に入ります事務局より報告事項の説明をお願いします。
事務局	はい、報告事項が 1 点ございます。 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書が 2 件出ております。 資料 3 をご覧ください。安芸太田町の■■■さん、■■■さんからの相続の届出になります。 届出に係る土地の所在、地番、地目等は、記載のとおりです。それぞれ記載

議長	内容に不備はないため、これらの届出を受理いたします。報告は以上となります。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議長	特に質疑はないようですので、以上で報告事項を終わります。 これをもちまして、本日提案した議案は、すべて承認決定されました。 これで令和8年第7回安芸太田町農業委員会総会を閉会します。(14:40) 以上、相違のないことを証明するため、議事録の署名者とともに署名する。 議長 8番委員 9番委員